平成２４年（フ）第１０１号
愛知県みよし市三好丘あおば１丁目23番地１
グランドメゾン三好ヶ丘２―705号
債務者　橋本　順子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
愛知県安城市住吉町７丁目２番地10、前住所
愛知県安城市安城町天草東49番地28
債務者　河口　将宏
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
愛知県安城市住吉町７丁目２番地10、前住所
愛知県安城市安城町天草東49番地28
債務者　河口　舞子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１号
京都府舞鶴市丸山口町３番地
債務者　兼山　明美
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
北海道登別市幌別町３丁目７番地６、前住所
北海道伊達市弄月町55番地３
債務者　但木佐智代
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
北海道室蘭市東町５丁目21番７号
債務者　高田　年也
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
北海道室蘭市白鳥台２丁目12番10―201号
債務者　奥村　祐華
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
福島県会津若松市中央３丁目４番６号
債務者　横山　正義
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
新潟県上越市北本町２丁目１番５号
債務者　岩澤　正代
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５９号
愛知県一宮市泉２丁目22番17号
債務者　河崎千恵美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７７９号
京都市右京区西院下花田町29番地
債務者　深尾　和裕
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
京都市山科区四ノ宮小金塚５番地121
債務者　石原　博樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地23棟106号
債務者　新居　友治
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
京都市右京区太秦森ケ前町25番地14
債務者　小笹　孝司
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
沖縄県豊見城市字豊見城26番地ゆたか荘205号
債務者　佐久田　実
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６５号
大分市大字鴛野1548番地の12メディアビル101
債務者　亀井　美恵
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
沖縄県那覇市与儀２丁目15番２号丸真アパートＢ―302
債務者　高崎恵太郎
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部